

暮らしの情報

国民年金保険料

納めることが困難なときは 免除制度が利用できます

国民年金保険料を納めないでいると、万一の事故のときなどに障害基礎年金や遺族基礎年金を受けられないことがあります。また、そのまま放置すると将来の老齢基礎年金も受け取ることができなくなってしまうます。経済的な理由等で保険料を納めることが困難なときは、申請によって保険料の納付が免除または猶予される制度が利用できます。

保険料の免除・一部納付制度

申請する前年の所得により全額免除、4分の1納付（保険料額3、600円）、半額納付（保険料額7、210円）、4分の3納付（保険料額10、810円）の4段階に分かれます。対象／本人と配偶者および世帯主の全員が次のいずれかに該当すること。

- ・前年の所得が基準額以下の方（別表参照）
- ・退職、事業の廃止、天災など

〈別表〉所得基準額の目安

単位：万円

世帯構成	全額免除	一部納付		
		1/4納付	半額納付	3/4納付
4人世帯 (夫婦、子ども2人)	162	230	282	335
2人世帯 (夫婦のみ)	92	142	195	247
単身世帯	57	93	141	189

- ・にあつたことが確認できる方
- ・障害者または寡婦であつて、前年の所得が125万円以下の方
- ・生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている方
- ・特別障害給付金を受けている方

若年者納付猶予制度

対象／30歳未満で、本人および

配偶者の所得が少なく保険料を納付できない方。

学生納付特例制度

対象／大学や専門学校等の学生で、本人の前年所得が118万円以下の方。

〈手続きに必要なもの〉

- ・年金手帳または基礎年金番号が分かるもの（納付書等）
- ・家族が申請する場合は、印鑑および身分が証明できるもの（運転免許証、保険証等）
- ・退職などの場合は、そのことが確認できる書類（雇用保険受給資格者証の写し等）
- ・学生の方は、学生証（コピー可）または在学証明書
- ・転入された方は、申請する前年の所得を証明する書類

※全額免除または若年者納付猶予制度に限り、継続免除申請に該当している方は毎年申請する必要があります。

〈問い合わせ先〉

- 保険年金課年金班
☎6215332
- 海上支所住民室
☎5513114
- 飯岡支所住民室
☎5713115
- 千潟支所住民室
☎6811075

公共下水道工事

交通規制にご協力を

皆様のご協力により、公共下水道工事も順調に工事が進んでいます。今年度は、幹線管渠工事と面整備の管渠工事を行います。

工事のため、交通規制が実施されます。渋滞等が予想されますので、迂回にご協力をお願いします。

工事期間／8月1日（金）～平成21年3月25日（水）（予定）

工事区域／旭市二の袋地区の一部、国道126号袋西交差点から袋交差点付近南側周辺で、仁玉川北側の約2・6ヘクタール

の区域（国道126号・主要地方道旭小見川線に污水管を埋設）

〈規制方法〉

- 国道126号は、夜間工事で片側交互通行になります。なお、歩道内工事等一部は昼間工事します。
- 主要地方道旭小見川線の車道部は、夜間工事で片側交互通行になります。路肩・歩道内等一部は昼間工事します。
- 昨年度、管渠を埋設した県立旭農業高等学校北側周辺区域についても、舗装復旧工事を併せて行います。

〈問い合わせ先〉

- 下水道課
☎6215357



交通規制区域